

令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震 により発生したごみの出し方について

今回の地震により発生したごみの出し方についてお知らせします。

1 ごみ集積所に出していただくもの

せともの・ガラスくずなど、通常時に各地区のごみ集積所に出せるものは、**分別して、収集日当日の朝8時30分までに**集積所に出してください。

詳しくは、ご家庭にお配りした「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

量が多い場合は、一時保管場所に持ち込むことも可能です。

※事業所で発生したごみは対象外となりますので、今までどおりの方法で処理をお願いします。

2 一時保管場所に搬入できるもの

地震により**屋根から落ちた瓦、損壊したブロック片及び石こうボード、粗大ごみ**について、次のとおり一時保管場所で受け入れを開始します。

なお、混雑が予想されますので、一時保管場所では**必ず係員の指示に従ってください**ますようお願いいたします。

※搬入可能となるものは、3月16日に発生した地震により破損したものに限ります。

① 持ち込み期間

令和4年3月25日(金)から5月31日(火) ※毎日受け入れ可能です。

午前9時から12時、午後1時から午後4時まで

※天候等により受け入れを中止する場合があります。

② 持ち込みできるもの

- ・地震により屋根から落ちた瓦、損壊したブロック片及び石こうボード、粗大ごみ
※3月16日に発生した地震により落下、損壊したものに限ります。また、山元町内の住家にて発生したもので、申請者は住家の住人に限ります。

③ 持ち込み場所

3ページの「災害廃棄物一時保管場所案内図」をご確認ください。

④ 注意事項

- ・混雑緩和のため、必ず係員の指示に従ってください。
- ・搬入、積み下ろしは、必ず搬入者の方が行ってください。
- ・事前に最終ページの「令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震により発生した災害廃棄物処理申込書」を記入の上、搬入の際ご持参ください。
- ・家電4品目（テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機・エアコン）については、郵便局で家電リサイクル券を購入のうえ、以下の指定取引所へ搬入してください。※清掃センターへの搬入はできません。

【指定取引所】

- ・日立物流ダイレックス（株） 岩沼市空港南 2-3-2 ☎0223-25-5441
- ・（株）安藤仁七商店 柴田町大字船岡字鍋蔵 1-9 ☎0224-54-1517

皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ先
町民生活課 生活班
電話 0223-37-1112